

名古屋駅前街路樹バナー [2016年度版(12月～)]

OOH MEDIA

名古屋駅前に配置された街路樹バナーは、名古屋駅前通、桜通、名古屋駅新幹線口の西口前の3ブロックの街路樹に掲出され、街との一体感とスケール感が演出できる広告媒体です。

[掲出ブロック]通り名	数量	期間	広告費(税別)	バナー制作費 取付・撤去費(税別)
[Aブロック]名駅通り	39基70枚	1ヶ月	700,000円	1,100,000円
[Bブロック]桜通り	12基23枚	1ヶ月	230,000円	630,000円
[全ブロック]	51基93枚	1ヶ月	837,000円	1,330,000円
掲出注意事項	<p>※制作費は概算です。デザインタイプにより制作費が異なりますので再見積いたします。</p> <p>※広告費・制作費以外に道路占有料、屋外広告物申請料が別途必要になります。数量が決定次第、再見積いたします。</p> <p>※台風等の強風で掲出が危険と判断した場合は、バナーを一時撤去させていただきます。これに伴う掲出期間の保証はいたしかねますのでご了承ください。</p>			
施工仕様・サイズ	サイズ:H1,200×W550mm			
掲出期間	原則毎月1日スタート～月末まで			
申込・選定方法	<p>エントリー制(原則掲出希望月の2ヶ月前締切)</p> <p>指定申込書でエントリーし、広告の掲出内容(掲出企業、内容・デザイン等)を名古屋駅地区街づくり協議会及び名古屋市のクライアント審査、デザイン審査をいたします。名古屋駅前の景観にふさわしくないまたは、名古屋地区街づくり協議会会員の不利益となる競合業種、商品と判断された場合、お申込ができない場合がございますのでご了承ください。※お申し込みの際、参考となるデザイン案もあわせて提出願います。</p>			
施工	取付は、掲出開始日前日22:00～ 撤去は、掲出終了日22:00～			
備考	<p>※バナーデザインは別途掲出基準をご確認願います。</p> <p>※バナー下部に「この広告は、まちづくり社会実験の一環として掲出しており、広告掲載料金の一部を道路維持管理等に役立てています。名古屋駅地区街づくり協議会」のクレジットを入れてください。(テンプレートをご用意いたします。)</p> <p>※掲出期間により掲出場所が変更、または掲出できない場所が発生する場合がございます。</p>			



名古屋駅前街路樹バナー [2016年度版] / 掲出基準抜粋

OOH MEDIA

設置基準	<p>1) フラッグバナー広告は、道路が交差、または接続、あるいは屈曲する角地部分は掲出できません。</p> <p>2) 1つの街路灯に掲出できるフラッグバナー広告は一対までとする。</p> <p>3) 路面からフラッグバナー広告の最下部までの高さは、車道の場合は、4.5m以上、歩道の場合は、2.5m以上を確保すること</p> <p>4) 街路灯からの突出し幅は、0.8m以内とする。</p>	<p>6) たばこ、ギャンブルに係るもの</p> <p>7) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業社</p> <p>8) 商品先物取引に係るもの</p> <p>9) 法律に定めない医療類似行為を行うもの</p> <p>10) 占い、運勢判断に係るもの</p>
デザイン基準	<p>1) 名古屋駅地区にふさわしい質の高いデザインとする。</p> <p>2) 複数掲出されるフラッグバナー広告が、全体として規則性や統一感の感じられる仕様、デザインとする。</p>	<p>11) 興信所、探偵事務所に係るもの</p> <p>12) 債権取立て、示談引受けなどを行うもの</p> <p>13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの</p>
色彩	<p>1) 蛍光色、極度に彩度の高い色彩は原則として使用しない。彩度12程度以下を推奨する。</p> <p>尚、企業ロゴ等のコーポレートカラーは、この限りではない。</p>	<p>14) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は破産社更生法(平成16年法律第75号)による再生手続、更生手続又は破産手続中であるもの</p> <p>15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの</p>
素材	<p>反射、遮光、発光する素材は使用しない。</p>	<p>16) 基本的人権を損なうもの</p>
掲出条件	<p>1) 掲出するにあたり広告の下部に下記のクレジットを入れてください。「この広告は、まちづくり社会実験の一環として掲出しており、広告掲載料金の一部を道路維持管理等に役立てています。名古屋駅地区街づくり協議会」</p> <p>2) 台風等の強風で掲出が危険と判断した場合は、バナーを一時撤去させていただきます。これに伴う掲出期間の保証はいたしませんのでご了承ください。</p>	<p>17) 消費者保護の観点からふさわしくないもの</p> <p>① 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>② 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの</p> <p>③ 誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの</p> <p>④ 責任の所在が明確でないもの</p>
申込・掲出基準	<p>1) 信号機や道路標識等の効用を妨げるもの</p> <p>① 道路標識等への視界を遮るもの</p> <p>② 掲載内容が道路標識等に似ており、誤解を招くもの</p> <p>2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>② 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現</p> <p>③ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>④ ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>3) 貸金業の規制等による法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業</p> <p>4) 金額の表記</p> <p>5) 求人募集に係るもの</p>	<p>18) 容易に市民の理解が得られないものは表示しない</p> <p>① 性風俗特殊営業に係るもの</p> <p>② 宗教、宗教団体の広告及び布教を目的とするもの</p> <p>③ 政党、政治団体の広告及び政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの</p> <p>19) その他、各種法令に違反しているもの</p>

名古屋駅前街路樹バナー [2016年度版(12月～)]

OOH MEDIA



名古屋駅前街路樹バナー [2016年度版(12月～)] 掲出指示書

OOH MEDIA

Aブロック(名駅通り)						Bブロック(桜通り)		
掲出番号	バナーA	バナーB	掲出番号	バナーA	バナーB	掲出番号	バナーA	バナーB
	歩道側	車道側		歩道側	車道側		歩道側	車道側
1			27			15		
2			28			16		
3			29			17		
4			30			18		
5			31			19		
6			32			20		
7			33			21		
8			34			22		
9			35			23		
10			36			24		
11			37			25		
12			38			26		
13			39					
14			40					
			41					
			42					
			43					
			44					
			45					
			46					
			47					
			48					
			49					
			50					
			51					

エリアマネジメント広告に関するお問合せ

株式会社 電通 名鉄コミュニケーションズ
OOHメディア局 OOHメディア部

Tel : 052-459-0575

Fax : 052-452-5533

【担当】

中村 鉄平(なかむらてっぺい) / t.nakamura@dmc.dentsu.co.jp